

◎公表すべき維持管理状況に関する情報(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項)

・焼却処理した一般廃棄物の数量

可燃ごみ 単位:トン

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	863.3	955.44	736.27	1003.85	869.04	867.31	187.34	931.94	890.49	876.05	639.71	
2号炉	777.43	883.98	754.26	817.89	731.75	783.39	709.3	537.22	893.15	849.91	688.91	
合計	1640.73	1839.42	1490.53	1821.74	1600.79	1650.7	896.64	1469.16	1783.64	1725.96	1328.62	

・燃烧ガス温度等

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃烧室中の燃烧ガス温度	測定位置: 燃烧室出口											単位: °C
1号炉	1,020	1,002	995	947	955	993	980	966	966	958	964	
2号炉	1,011	1,007	991	965	995	995	997	986	967	979	987	
集塵器流入燃烧ガス温度	測定位置: 集塵機入口											単位: °C
1号炉	194	194	196	198	199	198	199	198	199	198	198	
2号炉	192	192	192	192	192	191	192	192	192	192	192	
一酸化炭素濃度	測定位置: 誘引送風機入口											単位: ppm
1号炉	1	6	7	16	13	13	28	16	13	1	1	
2号炉	16	17	22	14	3	8	8	4	3	7	7	

※測定値については連続測定のため、日平均の月平均。

・ガス冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去

除去を行った設備	1号炉ガス冷却設備	1号炉排ガス処理設備	2号炉ガス冷却設備	2号炉排ガス処理設備
実施日	毎週金曜日もしくは土曜日	運転中、タイマーにて随時	毎週金曜日もしくは土曜日	運転中、タイマーにて随時

・排ガス測定の結果

1号炉

焼却炉	1号炉				
採取場所	煙道	煙道	煙道	煙道	煙道
採取日	H30.4.25	H30.10.1			
報告日	H30.6.18	H30.11.1			
測定項目	基準値				
ばいじん(g/m <sup>3</sup> N)	0.15	0.0039	0.0006		
硫酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	( )内の数値	0.12(58.8)	0.1(58.4)		
窒素酸化物(ppm)	250	130	130		
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	700	58	40		
ダイオキシン類(ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	5				

2号炉

焼却炉	2号炉				
採取場所	煙道	煙道	煙道	煙道	煙道
採取日	H30.4.26	H30.10.2			
報告日	H30.6.18	H30.11.1			
測定項目	基準値				
ばいじん(g/m <sup>3</sup> N)	0.15	0.0034	0.00029		
硫酸化物(m <sup>3</sup> N/h)	( )内の数値	0.22(57.7)	0.1(58.9)		
窒素酸化物(ppm)	250	130	130		
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	700	100	45		
ダイオキシン類(ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	5				

※測定回数 ・ばい煙(排ガス)測定: 年2回以上(大気汚染防止法施工規則第15条)  
 ・ダイオキシン類測定: 年1回以上(ダイオキシン類対策特別措置法第28条)